

総務文教常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成28年1月14日（木）午前9時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。
なし
- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。
なし
- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	塩川 剛 君	横川総合支所長	宇都 隆志 君
共生協働推進課長	西 敬一朗 君	水道課長	寺田 浩二 君
横川産業建設課長	古城 敦雄 君	共生協働推進G長	宮田 久志 君
横川地域振興G長	安栖 賢一 君	水道施設第1G主査	深水 孝志 君
横川地域振興G主査	大山 真美 君	横川産業振興G主任主事	山下 良太 君
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 宮永 幸一 君
- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。
【所管事務調査】 簡易給水施設等整備事業（桜本集落の井戸ポンプ修理関連）について
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。本日は、事前に通知しておりました所管事務調査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議はお手元に配付しました会次第に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それではまず、簡易給水施設等整備事業（桜本集落の井戸ポンプ修理関連）について現地調査を行います。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時02分」

「再 開 午後 1時02分」

△ 【所管事務調査】 簡易給水施設等整備事業（桜本集落の井戸ポンプ修理関連）について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから室内調査を行います。先ほど現地調査も行いましたけれども、改めて執行部に現状等について説明を求めます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

それでは、桜本水道組合の井戸ポンプ設置工事の経緯に関しまして、説明申し上げます。桜本は4世帯10人が生活されており、一般飲用井戸を利用されている地区です。平成26年8月に、取水ポンプの故障により、地域振興補助金の簡易給水施設等整備事業を利用して、ポンプ取替工事（事業費：168万4,800円、交付申請額：134万7,000円、事業費の80%）が行われることとなっていました。深井戸のケーシングが地下20m辺りで地中崩壊により屈曲・変形していたため、引上げ作業を試みましたが、水中ポンプが脱落し、揚水管の一部のみ引き上げられた状態となり、既存の深井戸が使用できなくなったことから、新たな深井戸掘削が必要になり、平成26年9月に井戸掘削ポンプ設置工事（事業費：483万8,400円、交付申請額：387万円、事業費の80%）への変更申請がなされたものです。工事の着手日は平成26年8月28日、完成日は平成26年10月31日です。平成26年11月6日に工事完成報告書・概算払申請書が提出され、平成26年11月10日に完成検査、平成27年1月22日に概算払い（387万円）を行っております。平成27年1月26日には実績報告書が提出され、補助金等確定通知を行っております。以上が、工事に関する経緯です。なお、工事完了後の平成27年2月14日、平成27年6月23日、平成27年9月14日の3回にわたり濁り水が発生しております。対応としまして、施工業者による浄化のための排水作業、貯水槽の清掃、滅菌作業、水質検査の実施、各家庭への飲料水配布がなされました。水道組合と施工業者による話し合い等につきましては、平成27年6月24日に水道組合（本村・崎山）と施工業者による濁り水の対応について、平成27年9月29日に本村水道組合長宅（本村・崎山（妻））において、行政と濁り水発生の原因調査について話し合いがなされ、平成27年10月28日の水道組合（本村・崎山）と施工業者及び行政との協議においては、水道組合から井戸を掘り直してもらいたいとの要望が施工業者に出されました。平成27年11月5日には、横川で開催された「議員と語り合い」において、桜本自治会長本村氏から井戸掘削に関するこれまでの経緯と、「議員の先生方には調査権があると思う、調べ直してほしい」との発言があったところです。平成27年11月20日には、桜本水道組合長の本村氏から施工業者に対し、工事について聞きたいことがあるとのことで、行政もオブザーバーとして参加した話し合いがありました。なお、水道水につきましては現在、濁り水は発生していません。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

ただいまの総合支所長の説明の中で、ちょっとお尋ねしますが、工事着手日は平成26年8月28日という説明でありました。ただ、分からないのが、着手日が28日という説明ですので、ここで、三お尋ねしますが、工事のこの最初の見積書が平成26年8月28日で提出されております。見積書を提出した日に、工事に着手したというふうになるわけなんです。それとこの件についてそれぞれ資料を頂いておりますので、申し上げますと、同日の26年8月28日に見積書審査について依頼ということで、水道部の小野部長、原田課長、グループ長、サブリーダー、担当者が決裁印を押されたものがあります。28日付です。同じく28日には、市長あて補助金等交付申請書が桜本の、当時の水道組合長から出されたことになっています。さらに、前田市長から桜本の水道組合長のほうへ、補助金交付決定通知書が発行されたことになっています。同じく8月28日に、桜本水道組合長から工事着手報告書が出されたことになっているんですが、この辺の取扱いがちょっと理解できませんので、説明を求めたいと思います。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

ただいまの件につきましては、8月28日に見積審査、それから交付決定通知、着手も28日ということで行っているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

当然、桜本の自治会のほうに見積書は提出するというふうになっていると思います。桜本の提出された文書をもって、横川の地域振興課に書類を提出されるのが手順だと思えますよ。それを受

けて、横川の地域振興課は水道部に文書依頼をして、そしてその文書に基づいて決裁をして報告を
すると、水道部は。そういう流れになるのかなと思っています。それと、そういった一連の関係の
審査が終わって、それから市長のほうに、今度は国分の庁舎のほうに書類を持ってきて、決裁をも
らって、そして補助金申請を出す。出した後、市長がまた決裁をするという手続になろうかと思
うんですが、同じ日に、見積書が提出された日に、全てが同じ日に終わるとするのは、距離的にも
おかしいと思うから、お尋ねしたところです。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時10分」

「再 開 午後 1時11分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

同日の8月28日で処理いたしました。

○委員（新橋 実君）

処理したと言われますけれども、それでは見積書が提出されたのはいつですか。その日に合わせ
てならば、見積書は前もって出ていたということはないんですか。その辺が出ないことには、その
日に処理したということは、余りにもおかしいと思いますよ。見積書を出した日に、その日に全部
回るということではできないと思いますよ。何か、その辺の根回しでもしないことにはできないと思
いますよ。どうなんですか、その辺は。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時12分」

「再 開 午後 1時14分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

8月28日の同日付けで事務処理をしたということでございます。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時14分」

「再 開 午後 1時16分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

見積書につきましては、前もって届いております、水道部との合議につきましては8月28日で
処理を行っているところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

見積書に基づいて見積もり審査をしたと。それから、市長の決定通知もその日に出ているわけ
ですよね。そういうことでよろしいんですね。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時17分」

「再 開 午後 1時19分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

この補助金の決裁は支所長決裁までとなっておりまして、支所長のほうの決裁権限で終わらせてあります。先ほどの答弁の中で、8月28日で同日付の処理をしておりますということを申しましたが、ライフライン、それから急を要するというようなことで急いだことも事実でございまして、8月28日付の処理をしているところでございます。

○企画部長（塩川 剛君）

桜本の場合がどうだったかというのは、私も当時は当然いけませんので、何とも申し上げられないんですけども、一般的に申請される方々が、事業を先に動かれていて、補助金交付申請が遅れるというような場合等もあります。そういったようなときには、日付を遡ってといったようなこと等も。おかしくなってきましたので、逆にですね。日付を遡ってというようなこと等も事務処理上はする場面もあるようでございます。桜本の場合はどうか分かりませんが、そういう事案もあるということでの御説明でございまして。

○委員長（前島広紀君）

一般論としてですよ。この件は、後での報告でよろしいですか、岡村委員。

○委員（岡村一二三君）

今、支所長の説明された総合支所長の権限でできると、それはそれとして真摯に受け止めるにしても、見積書が提出日が一緒というのは、どうしても民間の部分ですので理解しづらいです。だから、今日はこの件については後で報告を頂ければいいですので、正式に桜本の水道組合と協議をされて、もう一回桜本の水道組合が事業主体ですので、この見積書の提出会社にちゃんとした日付をもらって綴りをしていただきたいと。これは記録としてずっと残りますから、永久保存ではないですか。私ももらっているから、もう永久に保存するわけですので。そういったことで、委員長、次の段階に進めていただいて結構です。その約束ができれば。そうしてもらわないと、役所がする仕事として納得ができませんよ。

○委員長（前島広紀君）

よろしいでしょうか。報告できるかどうか。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

後もって報告いたします。

○委員（新橋 実君）

午前中に現地調査も行いましたが、現地のほうでも話がありました、林道敷き内も水道管が埋設をしてあった状況もあるわけですけども、これについてはどこの部署で、どういう形で、現地の協議等もされたと思うわけですけども、現地協議に参加された部署はわかりますか。

○横川産業建設課長（古城敦雄君）

この埋設についての事前協議あるいは埋設に係る届出等は、我々の部署では受け付けておりません。

○委員（新橋 実君）

受け付けていないことは、どこの部署がしたということですか。したとこだけを教えていただけませんか。そして、これはどこの部署がすることになっているのか、その辺の決まりはないんですか。

○横川産業建設課長（古城敦雄君）

埋設に関する分で、林道ではなくて、林業専用道という路線でございまして。そこについては、林務水産課あるいは横川総合支所の産業建設課が維持管理をしていくということですので、どちらかに出されるのが本来の姿であろうというふうに認識しております。

○委員（新橋 実君）

共生協働推進課、水道課、産業建設課ですね、こちらのほうが現地調査とかいうのも、その業者と、あと水道組合ですかね、そちらも含めて対応されるべきだと私は思うわけですが、その辺はなかったということですか。

○横川産業建設課長（古城敦雄君）

他の部署については認知しておりませんが、林業専用道に関しましては、先ほど申しましたとおり、事前協議あるいは埋設の届出等はなかったということでございます。

○水道課長（寺田浩二君）

水道組合がどこに配水管それから送水管を布設するかということについては、水道課のほうでは特に完治する事項でもないの、現地調査とか立会いとかはしておりません。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今回のこの工事につきましては、先ほど説明がありましたとおり、総合支所長決裁の事業でございまして、その時点では共生協働推進課の立会い等はございません。

○委員（今吉歳晴君）

その埋設の協議とか届出、これは必要ないのではないですか。この桜本水道組合と業者が協議すべきことであって、私は行政でタッチする必要はないと思うのですが、いかがなんでしょうか。

○横川産業建設課長（古城敦雄君）

協議につきましては、林業専用道を管理する課におきましては、今後維持管理をする上で、支障を来たす部分がある、おそれがあるというようなことで、埋設位置あるいは深さ等の届出があれば、今後の維持管理に必要な不可欠なものですので、提出を求めたいというふうには思っているところです。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

手続ということで説明をさせていただきますと、一義的には事業者は、桜本の簡易給水の設置又は管理を行う方が、仮に林業専用道を占有するのであれば、その方が市に対して占有について、許可についての協議を求めていただくというのが、手続としては一般的なことになります。

○委員（今吉歳晴君）

その届出義務はないんですね。林務課のほうにおいても。そのことについては、先ほど言われましたとおり、事業主体はあくまでも桜本水道組合でありますから、桜本水道組合と業者との協議であれば、私はそれで十分だと思うんですよ。それと、先ほど言われました林務水産課、その辺についても、届出義務というのはないのではないですか。

○委員（岡村一二三君）

この件について、私も検査基準やマニュアル等はないのかということで、行政のほうに問合せをして、資料要求を致しました。12月15日付です。それで、検査基準はないということで、ただですね、こういう文書が送られてきているんですよ。霧島市地域振興補助金、ハード事業に係る見積書など審査及び完成検査の取扱いについてという、平成23年8月31日付です、この文書は。それで、霧島市地域振興補助金の事業別見積書など審査工事完成検査の担当事業課と、事業課名が記してあります。簡易給水施設等整備事業、水道課、土木課、国分隼人地区はですね。その他の地区は水道課、水道部牧園支所、各総合支所産業建設課というのが明示されておりますので、当然地域振興補助金を取り扱う窓口は、横川の場合は産業建設課と協議をしないといけないということに私はなるというふうに、この文書から見て判断しているんですが、いかがなんでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時31分」

「再開 午後 1時31分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長（塩川 剛君）

岡村委員が今、言われました文書ですが、簡易給水施設等整備事業については国分・隼人地区、その他の地区においては水道課、水道部牧園支所、各総合支所産業建設課となっておりますけれども、これはそういう全部ということではなくて、いずれかという捉え方ということでございます。

○委員（岡村一二三君）

そのいずれかとは私は読み取れなかったんですよね。水道課、水道部牧園支所、各総合支所産業建設課というふうに具体的に書いてありますので、どれか一つでいいというふうには受け止めていませんでしたので、そのように質問したところです。

○企画部長（塩川 剛君）

簡易水道であれば水道部水道課のほうもですけども、例えば市道等を通るのであれば、国分・隼人地区であれば各総合支所の産業建設課といったようなことになりまして、林道とか農道等になりますと当然、産業建設課ということですね。国分・隼人については、土木課ないし水道課というような位置付けになってくると。ですから、その対象物によって違ってくるということでございます。

○委員（岡村一二三君）

今の部長の答弁に対して確認しますが、結局、話になっているのは、事業主体と業者で進めればいいというような質疑もあったかと思うんですが、そうではなくて、ここで明示してあるわけですので、水道課と、今回の場合は広域林道ですので、所管が産業建設課ですので、両方とも合議をしてもらわないと、先々のことがあるからいけないというふうに私は読み取っているんですが、そうじゃないんですか。もう一回詳しく説明してください。私ができるように。

○企画部長（塩川 剛君）

申請としましては、その事業主体のほうから上がってこないと、こちらのほうとしてもなかなか分からないというところがございます。

○委員（岡村一二三君）

事業主体が言わないと分からないと言われるわけなんだけど、では事業主体は水道部に合議をしてくださいという話をされたんですか。そんなことは分からないと思いますよ。一般の市民が、簡易給水施設の補助金をもらうから、隼人にある水道部と合議をしていただけませんかという話にはならないと思います。そこは役所のほうで、ちゃんと筋を通して話をしていけないと思いません。もう一つ、今日現地を見させてもらった送水管の露出した部分、この話がありまして、桜本の水道組合長のほうから話がありまして、何箇所か露出していますよということで、私も見に行きました。ここは、工事をされた業者さんは、どうしてここに埋めたことになるのかという話をしました。そうしたら、水道組合長さんは、業者さんが「あなたの畑のところを送水管を通してください」という話をされたから、「私の所であれば、どこでもいいですよという話をしましたよ」ということですので、桜本の地域の方の所有地を通してくれという相談であれば、それはそうでしょうけれども、全く知らないわけですよね、一般の人は林道を最初から通すとすれば、林道の担当課にも話をしないといけないということは知らないわけなんです。業者さんは、あくまでも「あなたの畑の所を通してください」ということだったから「いいですよ、私の所だったらという話をしましたよ」といことだから、一方的に事務的に「それは事業主体が言うべきだ」ではないと思いますよ。ちゃんと指導するのは地域振興課があるじゃないですか。この件についてはどうですか。

○企画部長（塩川 剛君）

手続としては、先ほど申したとおりです。ただ、実際に通す場所はどこなのか、林道敷地なのかどうなのかということもはっきり分からないということもありますので、手続としてはそうですけども、実際はそういう説明とかは必要になってくるのではないのかなと思います。

○委員（宮内 博君）

今日、現地を拝見させていただきましたが、今、送水管の露出の問題がありましたが、大分山を登って現地に着いたわけですね。それで、ずいぶん冷え込みの影響などを受けるようなところに、

ああいう形で露出された送水管が設置をされているというようなことであれば、冬場の寒い時期には凍結等の心配も出てくる、また非常に受けやすいということなども当然出てくる可能性もある布設のやり方ではないのかなという、現地を見て感じたわけです。それで、補助金を受けて事業をやるわけですので、やはりその補助金の効果がきちんと発揮される形で、どこでそのところを確認するのかという点が、やはり不十分だったと。その結果が、このようなことにつながっている一つの例ではないのかなと、そんなふうに思うんですよね。ですから、そのところは事実をしっかり受け止めて、今後の対策に生かしていくというようなことが必要になってくるというふうに思うんですけれども、その辺のことについてはどんなふうに、今回の事案を受けて考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけませんか。

○企画部長（塩川 剛君）

6月でしたか9月議会でしたか、岡村委員の一般質問でも同じような御質問があったところなんですけれども、今回の事案等を受けまして、それぞれの窓口で同じようなそういうトラブルといいますか、未然に防げるような事案であれば、当然そういったようなことに対応できていくような窓口での対応というのが必要になってくるのではないかと。その辺の書類の確認といったことについても、また必要になってくるのではないのかなと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

そうなるんじゃないかなというところでとどまるのか、それともそういうことを受けて今後、具体的な対策を取ろうというようなところまでいっているのかということなんですけど、今の部長の答弁ではまだ、感想程度のところで止まっているように、私は今、その感じを受けたんですけども、その点はどうなんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

今回の桜本の案件等も受けまして、各総合支所の窓口でもそういう話は致しているところでございます。併せまして、今後の対応についても、そういった事案が発生しないような取組に努めていくよう心掛けてまいりたいというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、対策を強めていただきたいというふうに思います。それから、先ほど総合支所長から説明を頂きました。それで、水道水が濁っているという点については、ろ過装置などを設けて対策を取ったということでありました。それで、もう一つ、大変気になっていることが、本水道水についてでありますけれども、実際に検査をした結果、一般細菌が基準値の8倍検出をされたということが、一般質問のやり取りの中でもなされた経過がありました。当然、飲用には適さないということになるわけなんですけれども、それはどのように解消をされてきているのか、その辺のところをちょっと御説明いただけませんか。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

先ほどの現地調査でも話をしましたけれども、現在、水質基準に合った水が供給されているところですが、基準値の800という水質の分を供給された経緯もありますけれども、水質的には先ほど申し上げましたとおり基準に合致した、適合した水が配置されておりますので、飲用については今のところ大丈夫なのかなと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

その事案が指摘をされたときの、具体的な細菌の状況と、現在の細菌の状況というのはお示しができるんですかね。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

これは、水質検査結果書、発行日が26年11月7日の分ですけれども、これにつきましては一般細菌が800、基準値が100ml以下となっております。それから、27年9月29日の水質検査におきましては、一般細菌が74mlという形になっているところでございます。

○委員（新橋 実君）

先ほど宮内委員が質問された中で、水道管の凍結の問題ですけれども、指導もされると思うわけですが、埋設されていない部分もたくさんありましたが、そういったところに対して指導というのは、水道課としてどういう形で今後しようと考えてらっしゃいますか。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

露出している送水管につきましては、前回、水道組合のほうと施工業者と話合いがされたときに、今回の現地調査が終わり次第、復旧していきますという施工業者からの発言はあったところです。

○委員（新橋 実君）

復旧するということですが、その厚みというか深さですが、その辺については何も問題ないのですか。深さ・厚みをどれくらい取りなさいとか、その基準というか、凍結しない、そういった基準というものはあるんですか。

○水道課長（寺田浩二君）

説明するのは、水道事業に係る基準ということになるんですけども、水道事業の給水管、本管から各戸への引込み管のことになるんですけど、これを埋設する場合は300mm以上埋設しなさいという基準がございます。車の通りがなくて、車重・荷重が掛からない場所は300mm以上、車とか通行がある宅地内は600mm以上という基準がございます。ただ、簡易給水施設等整備事業で、基準に合致するように施工をなさいという明確な基準もないものですから、ここについては300mm以上をどうしても確保しなさいという指導は、現在難しいのかなというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

あそこは、4世帯で10人ぐらいしか飲む方がいらっしゃらないということで、非常に供給量も少ないと思うわけですね。そして、凍結も非常にしやすいのかなと思うわけですが、おまけに下のほうはU字溝が入っていましたが、そこについては路肩になっていますので、雨が降れば結構流れてくると思います。その対策も必要だと思うんですけど、その辺についても水道課のほうでしっかりと指導されるということで理解してよろしいですね。そうか、林道ですから産業建設課のほうですかね。路肩が崩れないような形で、それなりの路肩補強も必要かと思いますが、その辺の指導はどうですか。

○横川産業建設課長（古城敦雄君）

先ほど支所長のほうから報告がありましたとおり、施工業者のほうで復旧するというのでしたので、我々管理をする産業建設課としましては、原形復旧以上の対策を望むことは不可能かなというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

原形復旧といっても、掘れば土もやわらかくなるわけですので、何もしなければ、路肩もそんなに痛んでいないわけですので、やはり崩れないような形で、それなりに修繕とかしてもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

○横川産業建設課長（古城敦雄君）

問題としまして、豪雨による土の流失、あるいは横川も山間部なんですけど、桜本地区につきましては山間部の山手という表現でいいのかわかりませんが、鳥獣が結構出る地区でもございます。そういう観点からしまして、新橋委員の言われるとおり、何かをしないといけないというのは、市のほうでもう一回検討させてもらって、どういう対応をしていいか、そこは協議をしながら復旧をしてもらいたいというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

一番の問題は凍結しないように、今日もだいたい足下が寒い感じがしました。ここ数年は暖かいですが、やはり凍結しないことが一番大事ですので、その辺もしっかりと対応していただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

説明の中でも述べられているんですけども、水道組合からは井戸を掘り直してもらいたいとい

う要望が出されて、議員と語ろかいの中でもそういう要望があったということですが、一番の問題というのは、たびたび濁った水が出てくるということ。そして、先ほどもありましたけれども飲用に適さないほどの一般細菌が検出されたというようなことが大きいのだろうというふうに私は思うんですが、一般細菌については先ほど滅菌作業をやって、飲用に適する範囲になっているということでありまして、この濁った水の関係についてでありますけれども、完成してから3回、濁った水が見られているという報告をされているんですが、現地で説明があったように、山塩が発生をした、そういうところの現場にボーリングが行われているというようなことで、地表の影響を非常に受けやすいところから水が取水されているんじゃないのかなということ、素人的には考えるわけでありまして、その辺の関係はどんなふうに、これらの事例を受けて判断をなさっているのでしょうか。今まで取った対策によって、これから発生しないというようなことが確認できるんですかね。その辺をちょっと説明していただけますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

この地域振興補助金の簡易給水施設に関するものにつきましては、結果、飲用に適した水が出ることを補助の条件にしているものではございません。したがって、今言われたような最初の供給を始めたときに、一般細菌が基準を超える数値が出たという事象がございまして、補助事業としては井戸を掘削して給水できるようにする経費について補助を行うというものですので、仮に飲めない状態が続くようであれば、新たな場所に掘るということも組合が選択された場合は、申請を拒むものではございません。今、お話のありました水質につきましては、先ほど説明がありましたように、その都度ポンプの排水作業、貯水槽の清掃、滅菌作業、水質検査という、ポンプのところでは行っておりますけれども、滅菌装置そのものは現在付いておりません。付いておりませんが、先ほど御説明いたしましたとおり、現在の水質につきましては基準に適合していると。濁りが出たときに水質検査を行っておりますけれども、濁りはございますが、水質としては適合という結果が出ております。なお、付け加えさせていただきますと、聞き及んでいるところでは、請負業者さんが滅菌装置を今後設置するというようなお話を、組合のほうにされるというところは聞いております。取水の深さにつきましては、総合支所長のほうに御説明願います。

○委員（宮内 博君）

今、大変なことを課長はおっしゃったのではないですか。掘った井戸の水が飲めようが、飲めまいが、補助の対象になりますよっておっしゃいましたよね。そんな税金の無駄遣いを繰り返すことを容認できるんですか。大体ですよ、飲み水を確保するために簡易水道を掘るという作業をするわけでしょう。それに適合できなかったものでも補助金は出すということで、じゃ新たなものが飲み水に適用されなかったら、組合のほうでほかのところをもう1回掘りなさいと。掘って、申請したら補助金出しますよと、そういう話ですよ、今聞いたのは。それで本当にいいんですか。行政側の配慮としてよろしいんですか。行政側の対応としてそんなことで、こういう問題が繰り返されることを防止できるんですか。とんでもない話ですよ。

○企画部長（塩川 剛君）

ちょっと言い方が、言葉の選び方がまずかったようでございますけれども、例えば井戸を掘ると、ボーリングをされるわけですが、当然業者さん等に頼まれて掘るわけですので、その経費というのは必要になってきます。ただ、掘った結果、どうも飲用に適さないといったような場合、もう使えないというような井戸であったとしても、じゃあその経費は地域で全部負担するのかということも、非常に大変な話でございますので、例えばそういったような場合があったとしても、ちゃんと補助でその辺の財源は補填いたしましよと、そういったような話でございます。ちょっと説明するのに、言葉の選び方がまずかったようでございますけれども、考え方としてはそういう地域の方々の負担を軽減するといったような意味合いで、そういう飲用に適さない、結果としてそういう井戸だったとしても、補助対象と致しますというような意味合いのものでございます。失礼しました。

○委員（宮内 博君）

だから、それは制度上それが生きているのかもしれませんが、そういうことを繰り返しては駄目でしょう。どれだけ地元の皆様に負担を掛けますかという話ですよ。だから、現地でも説明があったように、あそこは山塩が出て、その痕跡がいまだに大きな石がごろごろして残っているよということは、地面の中が極めて軟弱であったり、ものの影響を受けやすいような構造であったりということは、素人目にも想像できることではないですか。だから、以前あった所の井戸に戻してもらいたいということも、地元の方もおっしゃっていらっしゃるんですけども、そのところは地元にも最も詳しい方の意見を尊重するというようなことでやっていかなきゃいけない。今回の場合は、そのところが極めて不十分だったのではないかと。結果から見て、そういうふうにするわけですよ。ですから、先ほどのように、補助金は他にも掘っていただければ出しますけれどもというような対応じゃまずいということ、今回の事例を一つの大きな教訓にすべきだというふうにするんですが、その辺はどうなんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

今回の申請は平成26年に行われたところでございます。その当時の水道組合長が崎山さんという方で申請されたのですが、私個人はどういう所か、山塩が出たとかという話も当然知らないわけなんですけれども、申請の段階ではその部分をボーリングするというようなことでの申請でございました。当然地域の方々でございますので、ある程度は地域特有の地理なり歴史なりはお持ちの方々だと思いますけれども、そういったような地元からの申請を受けて、そこをボーリングされたものというふうに認識いたしております。今回の申請についてはそういうことでございます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

この井戸につきましては、取水層は深さ55mから80mのところの地下水を取水しております。55mの地点辺りに強固岩がございますので、その下のところから取水しているということになります。それと、先ほど話がありました滅菌装置、ろ過装置のことですけれども、掘り直してほしいという水道組合からの要望がございました。それに対しまして、施工業者様からは提案書を出されるというふうにお聞きしております。その提案書の内容につきましては、まだ出されておられませんので、こちらも把握しておりませんが、お聞きしましたところによりますと、ろ過装置等の設置について提案書等を出されるということでお聞きしているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

私もあそこをしょっちゅう通るものですから、ちょっと関わりを持ちすぎたような気もするんですが、聞いている話なんですけれども、今、総合支所長がそのような話をされたんだけど、滅菌装置でしたか。この濁り水が出た後、3回目の濁り水ですか、このときに、工事業者のところに支所長も呼ばれ、桜本の水道組合長ですか、呼ばれて3人で話合いがなされた。ただ、総合支所長は聞き役ということでお伺いされましたよというような話なんですけど、そのとき、滅菌装置ではなくて浄水器の話だったろうと思いますよ。私のところに連絡があったのは。それで、「浄水器を付けたい」と業者さんがおっしゃった。それで、市のほうの補助金で浄水器は付けられると。桜本のほうで申請をしていただきたいという話があった。かいつまんで話をするとですね、そういう話がありました。「いや、私のところは、自治会はお金がない。負担金をもらえない」ということで、「それはできないという話をしました」と。そうしたら、その設備会社は、「名前だけ貸してください」と。「自治会の名前を借りて、自治会が申請をしたようにして補助金をもらって、その桜本の自治会が負担する分は私のほうで出しますよ」という話がありましたということで、「いや、そんなおかしな話は受けられません」ということで、そのときの話は終わりました」といふうに説明を受けているんですが、違ったのですか。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

今、委員からお話がありました件については、そういった話があったんですが、途中で施工業者の方が訂正をされたように記憶しております。「そのことにつきましては、なかったこととして」と

いう話があったように記憶しております。

○委員（岡村一二三君）

じゃあ、浄水器の話はなかったと。訂正したということであれば、浄水器の話はされていないというふうになるわけなんですけど、そうなんですか。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

金額の負担、そういったこともあるということで、施工業者さんと水道組合様のほうで話がされて、負担関係については組合さんのほうでされるという形になったかと思うんですが、組合におかれましては、このことは自分では判断できない面もあるので持ち帰るということで、お話をお聞きしたように覚えております。

○委員（岡村一二三君）

この件は、何も審査に意味を成さないんですけど、この一連の工事から見積書の2者の提出の関係、全て2者ということで、行政側が自治公民館長会議・自治会長会議で、2者以上の見積書が必要ですよという説明はしておりますということなんだけれども、自治会さんが自治会長会に行って説明を受けても、皆さんなかなか記憶はしていच्छゃらないわけなんですね。説明をするほうは一生懸命延々とやっっていच्छゃるんだけど。今回の件も全て記録が送ってきました。もう1者の方は、その工事をされた業者の息子が印鑑を下さいということでしたので、緊急性があるんだろうなと思って、事務員に印鑑を付くようにと話をした結果ですということです。それで、この工事をした業者さんがもう1者分の見積書を作って、横川の地域振興課の担当職員に渡しましたと。本来なら、桜本さんが出されるべきですが、私のほうで面倒を見てあげましたというふうな文書が届いているわけなんですけど、全くおかしいと思いますよ、今回の工事は。今、ここでは事業主体が桜本ですので、桜本が話をしてもらわないと困るという話なんだけれども、桜本の水道組合が事業主体であれば、横川総合支所の窓口に見積書を持っていच्छゃれば、「いや、ここじゃないですよ。まずは、桜本の事業主体のところを持っていच्छゃってください」と言うべき筋合いのもので、この辺がどうもややこしくなってくるんですよ。だから、最初の分も、見積書もそうだし、後から写しもらったこの見積書もそうなんですよ。人の会社の書類を、自分がいいように仕事をもらうために作り上げてあるわけですから。印鑑だけ押すことを求められたこの業者さんは、私も面識がありますので、話も聞きました。それで、「いや、その見積書はうちの書式じゃないですよ」と、そこも明言されています。だから、担当窓口は、問題が発生してから、いや、事業主体は桜本だ、どこだとか、そんな話になる前に、ちゃんと毅然とした態度で事務処理をされるべきだと思うんですが、どうなんですか。あと1点、これも資料を頂いているんですが、被害届が市長あてに、総合支所経由で出しましたということで、写しが送ってきているんですが、この被害届についての回答書は出されたんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

今回の見積書の件につきましては、担当の窓口のほうではそういったふうに、申請という形での受け取り方をしたものだということに、私としては受け取っているところなんですけれども、今後そういった疑義が発生しないような形での指導と、あるいは窓口での指導といったことについては注意を払っていかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時09分」

「再 開 午後 2時16分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。被害届が届いているのか、またどのように対応したのか答弁を求めます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

被害届につきましては、平成27年5月11日付で、総合支所経由ということで総合支所のほうで受理しております、それから市長のほうにまで決裁を回しているところでございます。被害届の1番目から5番目までですが、1番目は公正な競争性のある工事発注による取引が阻害されたということ、それから2番目につきましては、2者以上の見積書提出が義務付けられていること等の説明、それから3番目と致しましては、書類関係を霧島市職員と業者間で行われ、組合が知っていなかった、把握していなかったということ、それから4番目につきましては、再三にわたる水質検査を依頼したにもかかわらず、分析結果を再三にわたり請求したことにも応じなかったということであり、5番目につきましては、検査所見についての質問等がありました。このことにつきましては、一般質問の中でもお答えしておりますが、見積書につきましては、申請前の施工業者の決定経緯については本市では承知いたしておりませんということで回答しております。それから、2者以上の見積書の提出につきましては、霧島市契約規則に基づきまして、2社以上の見積書を徴することを定めておりますということで回答しております、先ほども委員のほうからおっしゃいましたように、自治公民館の会議等でここについては説明させていただいているということで御説明しております。それから、3番目の水道組合は申請書の内容を十分に理解していなかったということになるかと思いますが、これにつきましても水質検査は一般細菌が基準以上の8倍であったことを事業者と行政当局が、飲用者に知らせなかったことにつきましては、水質検査の結果書の提出までは義務付けていないところであります。したがって、補助金の確定後、施工業者から任意提出を受けるまで、水質については本市では知り得ませんでしたという回答を致しております。最後に、工事完成後、工事業業者から請求書が提出されていないのに、見積書で概算払金額が決定されたこと、並びに外注された掘削工事から孔内洗浄費は二重見積書、そういったことについての質問があったところですが、このことにつきましては補助金の取扱要綱に沿って、概算払申請が適正になされたことから、補助金概算払いを決定いたしております、概算払申請の際に提出をお願いする書類に、施工業者からの請求書は含めていないため、概算払申請には添付されていないと。また、今回の工事につきましては、公共単価に基づき積算した金額より低額であったということで、適正な金額であると判断いたしましたというような回答をしているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

最後の部分の、公共単価に基づき審査をしたということなんですが、見積書を公共単価に基づき審査をされたという回答だったんですかね、それは。この見積書を受けて、公共単価をまず積算をされるんですか。どっちなんですか。先般、私は公共単価の一覧表をもらいましたけど、この見積書を公共単価で一つずつ拾い上げて、積算をして、この見積書は適正であったという回答だったんですか。

○水道課長（寺田浩二君）

今、委員がおっしゃったように、提出された見積書の項目について、それぞれ公共単価を当てはめて、その数量に掛けあわせて金額が出ますけれども、その金額の全体的な合計金額が、公共単価で積算した金額より見積書の金額のほうが下回っていたので、見積書としては適正であるというような判断をしております。

○委員（岡村一二三君）

この見積書が適正であったということであれば、6月26日の一般質問でも概算払いの答弁を受けています。会議録なんですが、補助金交付決定通知書、工事完成報告書、完成写真に基づき概算払いを行っており、請求書の提出は必要ないと。完成検査については、井戸掘削工事図面を基に、完成検査を行っており、ポンプのくみ上げ状況や操作盤の機能などを確認したとの報告を受けております。数量等が変更になったとの説明は受けておらず、当初見積書のとおり施工されていると判断し、適正な検査がなされたものとして決裁を行っておりますという回答だったんです。ところが、御存じのように一般質問の中では、私はこの後すぐ議会基本条例に基づいて、おかしいということで、数量が実績から下回っていますよという話を、走り回られて、業者からその中身をまた拾

われて、トータルが税込み合計金額と一致するから問題ないというふうに回答は変わってきたわけなんですよ。最初は、見積書が適正であるということで検査所見に出ていますので、この中身が変わったということは、もう一回精算書を出してもらわないといけなかったと思うんです。一回概算払いをして、精算をしてしまって、後でこっちから質問を受けて、いや、この部分がこっちが増えた、減った分はこっちが増えた。こんなことをされること自体が、私は行政としておかしいと思いますよ。違っているのであれば、一回補助金返還を受けて、もう一回精算をするべきだと思うんですが、霧島市としておかしいと思いませんか。執行部が見ると、この話を聞くと頭をかしげると思うんですが、どうなんですかこの取扱い。これで公共単価をはじき出して、問題ないからこれで概算払いはしましたよ。その後、掘削の深さも違う、材料も違うという質問状を出して、いや、この分が増えた、あの分が増えた、だからトータルは一緒ですよというのは筋が通らないと、私は一般質問でも行ったと思うんですが、どうなんですか。そんな方法を、今後も続けるんですか。

○委員（新橋 実君）

私も建設業に携わったわけですが、普通は最初に見積りをした段階で、見積もりが基本なんですよ。それから減った分は減るんですよ。だけど、増えた分を足すということは、まずないんですよ。今、岡村委員が言われるように、それは数量を自分たちが見積り落としたわけだから、それを増やすということは有り得ないことなんですよ。そういったのを、こちらの行政のほうで積み上げてあげるといえるのは、ちょっとそれはおかしいと思いますよ。それは、業者側のミスだと私は思いますけども。その辺を、積み上げていくということは、それはいくらでもどんどん仕事は上がっていきますよ。確かに、杭なんかで杭の延長が上がったとか、そういうのはありますけども、普通のしっかり工事が最初から決まっている中で、それが変わらないという判断でするわけだから、あとは業者のミスですから、そういうことは有り得ないと思いますけども。その辺はちょっと、しっかりと判断していただきたいと思いますけども、どうですか。

○水道課長（寺田浩二君）

新橋委員のおっしゃる、工事については、地上にある建築物関係については、そのような判断というのもできると思うんですが、今回の場合は井戸掘削ということで、地中を掘って水を出すというような工事になるわけで、実際に井戸は掘って見ないと、どのようなことになるか、水の出る層が浅いのか深いのか、そういったことも掘る前は分からないわけですので。実際は、当初の見積もりから変更になるということは、あり得る話なんだというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

いや、そうなんです。だから掘って、それが浅かったわけなんですよ。実際より浅かったわけですから、減るほうは分かるんです。ところが、別なところの材料が上がったわけですよ。掘削については短くなって、ほかのところの材料代を上げているわけでしょう。それはおかしいんじゃないですか。私はそこを言っているんです。

○水道課長（寺田浩二君）

はっきりと私のほうから申し上げられないんですが、ただ掘削する場所が、当初、1回目の変更のときに出された見積書のときに想定した掘削の場所と、現在掘ってある掘削の場所、そこが違っている可能性というのがあります。はっきりと分かりませんが、当初の想定では、もとあった井戸の近くを掘られて、送水管等は既設のものを利用するというような想定の下で見積書が出されていたと思います。その後、業者さんと水道組合との話し合いによって、現在新しく掘られた場所に井戸の場所を決められて、それで工事を進められたということで、送水管の延長とかが変わって、また新たな送水管を設置しなければならなくなったというような事情もあったものというふうに考えております。

○委員（岡村一二三君）

何回も申し上げますが、深く関わりを持ちすぎましたので、最初のその掘削の場所ですね。今回変更された、今回掘られた掘削場所は、業者さんが「おはんげえん、あっこがよかで、あっこんほ

が、管理がしやしで」といって、業者さんが言うもんだから、「詳したれば、ほいでよかとお」という話をしてしまったということでした。それで、業者さんが見積書を出されたわけだから、出された業者さんがそれで計算をされていっしやれば、そこを掘りますよね。そうじゃないですか。深さも。今度は業者が言った別の場所を掘って、掘削が120mの見積りに対して10m減額になったわけなんです。VP管も結果的に120mが110mになったと。ケーシング管も80mで終わったという質問もしているんですよね。だから、業者がそこでいいという見積であったとすれば、変える必要はないわけなんです。変えたがために、減ったり増えたり、今度はまた送水管も別の新たな送水管を、新たに具材を買って布設し直したわけですので。見積書の提出者は、普通はしないですよ。そこと決めたら。だから、今になって水道業者において、もとあった所に、業者で掘削をし直してくださいという話を今、桜本水道組合はされていっしやると思います。あとは、桜本の水道組合と、工事をされた業者で結論を出していかれるというふうになるうかと思うんですが、私そうだと思いますよ。だから、寺田課長のおっしゃったそれは全く通じなくなると。出した見積書の場所はどこだったのかということになりますよね。それと、送水管も余計な話になってきますから。負担が増えるだけですよ。もとの所であれば、送水管を新たに布設しなくてよかったわけですので。あと、新橋委員のほうから、林道の関係の送水管の埋設の話が出されたところで、答弁もあったようですが、ここは産業建設課が林道管理者ですよ。それと、今日見せてもらいました、下のほうから排水トラフが埋めてありますね。その横に送水管が布設されて、それが露出した部分が何箇所かあったんですが、多分、今トラフが座っている部分から法尻のほうは、地元の土地所有者が無償で提供している部分だと思いますよ、林道敷地用地として。だから、そこは真剣に考えて、先ほど話もありましたが、イノシシ等がおりますので、ほじくり出されないように、ちゃんとした深さで埋設をし直してもらわないと、土地を提供した人も迷惑ですよ。せつかく林道ができるから、土地は提供したというのに、それが壊れても困りますので、そこは産業建設課長、しっかり地域振興課長と議論をしてやっていただくということを求めておきたいと思います。あと1点、先ほど最初の見積書の話で、事務取扱いの関係でいろいろ質問しました。今度は、後からの工事の関係で、それぞれ資料をもらっているんですが、平成26年11月6日に水道組合から工事完成報告書を受けましたよと。そして、また同じ11月6日に検査をしてくださいということで、11月6日に受けたことになっています。そして、検査は11月10日にしましたよということなんですが、11月6日に補助金等概算払申請書もまた同時に出されたことになっています、市長あてに。そうして、市長がまた11月6日に補助金概算払決定通知書が出されております。また、11月6日にこの起案書が作成されているんですが、余りにも同日ということなんですが、これも総合支所長の権限でしょうかね。そこをちょっとお尋ねしたいのですが。ただ、検査調書には、検査下命者印は「平野」と印鑑が打ってありますので、平野副市長の印鑑かなと思うんですが、どうなんですか。これも総合支所長の権限で、全部市長の印鑑まで打てるから、日付を合せることができるのですかね。その辺をちょっと教えてください。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時36分」

「再開 午後 2時37分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

変更交付決定につきましても、総合支所長の決裁で行っております。先ほどの検査調書の検査下命につきましても、副市長の決裁を頂いているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

この検査調書の検査下命も、総合支所長の権限でできたんじゃないんですか。市長に代わって公

印を預かっている、公印を付かれる権限をお持ちなわけですので。わざわざ平野副市長の検査下命印は必要なかったのではないのでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時38分」

「再開 午後 2時39分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（岡村一二三君）

先ほどの質疑にもう一点付け加えますが、先般頂いた資料の中で、補助金額が50万円以上の工事とすることにした理由ということで、下のほうに霧島市事務決裁規程が書いてあります。支出に関する事項の負担金補助及び交付金の決裁区分が50万円以上300万円未満は部長決裁となっていることを基準としたということなんですが、この分は380万ですよ。補助金の分は387万円ですよ。合わせて483万8,000円ですので、このもらった資料の300万円未満は部長決裁、それ以上は誰の決裁になるんですか。もうちょっと上席の方じゃないんですか、この場合は。総合支所長ではなくなるんじゃないですか。これで読むと。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時40分」

「再開 午後 2時59分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

地域振興補助金の執行伺の変更につきましては、副市長までの決裁を頂いているところです。変更交付決定につきましては、副市長の決裁を頂きまして、補助金の概算払申請書につきましては、この変更交付決定の執行伺を頂いておりますので、支所長決裁までとしているところです。それから、振興補助金の確定につきましても、副市長の決裁まで頂いているところです。会計規則に基づきまして、金額等の支払い等につきましては、副市長の決裁を頂いているところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時01分」

「再開 午後 3時01分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長（塩川 剛君）

11月6日に、完成の報告書が上がって、概算払申請と決定が同日付でされていますが、これはあくまで概算払いということです。精算でありますと、当然検査等が終わって、概算払いの交付決定というような話になるかと思うんですけども、この場合は概算払いでございますので、資金等が不足しているので早くほしいという、そういう意味合いのものでございますので、ここが報告・申請書・概算払いの交付決定というのが同日付であったとしても問題ないのではないかなと。当然、検査についてはその後、ちゃんとしておりまして、最終的に精算を行っている流れになりますので、この日付については差し支えないのではないかと判断しているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

分かりました。一般的に、客観的に考えるとおかしいと思いましたので、質疑をさせてもらったところです。客観的に市民の皆さんが理解してもらえれば、それでいいんですが、不思議だと思っ

ておりますので、やっぱりここは日付をそれなりに確保した中で、今後事務処理をされることを求めておきたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

先ほど水道管の埋設の問題がありましたが、この簡易水道については、余り厳格にやってもらおうと、工事費がかさ上げして、地元の負担が大きくなっていくわけでありますから、そこらを考えてながらやっていただきたいといいます。と言いますのは、私も1件関わったことがあります、四、五年前に山の中を管を通したわけです。山の中となりますと、個人の土地をずっと入っていかなければならない場合は、大きい重機は入れない場合があります、そうなりますと掘削も浅くしかできないと。それから崖のようになるところになりますと、そのまま露出ということもありました。そのことについては、組合と業者の納得の中でやってきているわけでありますので、その辺については余り厳しくなって、負担金や工事費がかさ上げされるようなことのないような対応を考えていただきたいと思います。それともう一点ですが、この組合と業者との間で井戸を掘り直してもらいたいとの要望が出されたということではありますが、例えば掘り直すとして、再度、補助金の申請が出てきた場合はどうなりますか。

○企画部長（塩川 剛君）

恐らく、補助の対象になるのではないかと考えます。今の水道が使えるのであれば、また別ですが、もし全く使えない、飲み水に適さないということで、どうしても掘り直さなければならない事態であれば対象になるということでございます。

○委員（今吉歳晴君）

この場合は、もう水質に問題はない。それから、現在濁りもないという状態の中では、これは再度申請があったとしてもできないということですよ。それと、水質検査については、水道組合のほうでやられることなんですか。

○横川総合支所長（宇都隆志君）

管理者である水道組合において実施されるものと考えます。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時05分」

「再 開 午後 3時07分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（新橋 実君）

今回、地域振興補助金ということで、8割の補助が出たわけですけども、それでも100万円近い地元負担をされているわけですね。4世帯ということで、非常に大きな負担になっているわけですけども、簡易水道事業ではこういった集落も非常に多いと思うわけですけども、今回の世帯も聞くとところによりますと4戸、4名、4名、1名、1名ですかね、そういうところで25万円を同じように出されたかはよく分かりませんが、こういう集落は多いと思いますけども、今後の考え方として、この地域振興補助金の出し方ですね、もしこういう簡易水道事業を行う場合ですね、今後の進め方、地元負担をできるだけ軽くするとか、何かその辺の考え方というのは、前は6割補助だったと思うんですけども、今は8割になったわけですけども、今後も同じような考え方でいかれるのか。それとも、今後はどういう形で、何か考え方を持たれているのか、その辺をお伺いします。

○企画部長（塩川 剛君）

地域振興補助金につきましては、この簡易水道については6割から8割という変更を致しております。そのほかにも様々な補助に関して、例えば地域防災無線であれば、接続する親機は100%ということで、制度自体はどんどん変えてきておりますので、そのときの時勢に応じた考え方をもって、水道だけではなくて全般的にそういったような考え方はもっていかなければならないのかなと思っ

ております。

○委員（新橋 実君）

特に、この水道というのは、命に関わるものですので、6割から8割に上げてもらったことは非常に有り難いのですが、集落によっては非常に少ない集落もあると思います。そこは臨機応変に、企画部を中心に考えていただいて、そういう要望が出てきたときには対応をしていただきたいと。これは要望しておきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（岡村一二三君）

見積書を、各委員にも配付をされたわけなんですけど、そこで1点だけ。見積書を検査されたのが水道部であればお尋ねしますが、この工事の完成写真等を見て、この見積書を見たわけなんですけど、このVP管ですね、ケーシング管のVP100、これの見積書は120mですよということで、単価が2,200円なんですけど、この工事写真を見ますと、ケーシング管は1本が4mなんですけど、工事完成写真は継手を使っていますよね。そして、ステンレスのナットで止めてありますよね、一つ一つ。工事写真を見ますと、そうなっているんですけど、この継手の単価は幾らで、ここには出てこないんですけど、見積書には。工事完成図書には出てくるんですけど、完成図書で見ますと、この継手は1本当たり幾らで計算をされたのか。それとも、使わなくていいという計算をして、そのままでおかれたのか。数と単価は積算されなかったのか。

○水道課長（寺田浩二君）

実績として出された見積書の中でも、ケーシング管が、VP100が80mとなっていて、それに附随して接続するソケットというんですか、これについての特別の積み上げというのは明記されていないと考えています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時13分」

「再開 午後 3時15分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、今回の所管事務調査についての自由討議を行いますので、御意見がございましたら、ここで御発言をお願いします。

○委員（宮内 博君）

先ほどのやり取りの中で、共生協働推進課が担当する地域振興補助金の関係について、議論をしたところでありまして、担当課長から簡易水道に要する費用として工事を行って、実質出た水が不適で、飲用に適さないというようなことであれば、また別に新しい水源池を見つけて、そこをボーリングして工事を行うということであれば、補助金を出しますよという答弁がなされたわけです。それで、今回の事案というのは、ボーリングをして掘った結果、出できた水というのが細菌が非常に多いと。そして、何回も水が濁るということで、本当に飲用に適するののかという結果、そういうことがあって、それに至る契約の問題も当然あるわけですが、住んでいる住民の方からすれば、2割は住民負担ということになるわけですので、今回でみますと約100万円の地元負担ということが出てくる案件であるわけですが、担当課長がおっしゃったように、そこが駄目ならほかにもう一回掘ってもらえれば、それにも補助金を出しますよというような考え方で、行政側が対応するというのはまずいと思うんですよ。多額の経費を掛けて工事を行い、そして地元負担が伴うということがあるわけですので、そのところはもう少し慎重に地元の意見なども十分反映できるよ

うな形で行うということが、大変大事だったのではないかと。今回の事案は、水が出なくなって、緊急に作業をしないといけないという、そういうことも重なったことではありますけれども、これまで議会でも議論がなされてきたんだけど、今回の水源については事業者側が、後々の管理がしやすいからこの場所にしましょうよというようなことでボーリング場所を決めたという、そういう背景があると。集落の人たちは、今まであった水源の近くに掘ってもらいたいという要請をされたらしいのですが、結果がそういうことになっていることでありますから、やはり今後にかさすべき重要な問題提起ではないかというふうに受け止めて、執行部もそれなりの対応を取ってもらうということを、強く要請をしておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時19分」

「再 開 午後 3時23分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに意見はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

本日の現地調査以外にも、この件については質疑をしてきましたが、もう少し市民の目線に立って行政執行部は、いろんな補助対象事業ですか、そういったものについても気配り・目配りで、指導・助言をされるべきだと思っています。その一言につきるんですが、なぜ被害届が出される経緯になったのかも、それぞれお聞きになられたと思うんですが、補助事業であれば、業者さんが非常に実入りか幾らというのが分かるから、安易に出せるわけなんですね、見積もりも。自分でもらうことを考えるわけですので、仕事を。だから、人の会社のものまで見積書を作って、自分で持っていかれて、執行部のほうに。だから、そういった不適切な受付をしないように、今後はやはり市民の立場になって業務を執行されることを、私は求めたいと思います。

○委員（常盤信一君）

私、この件を聞かせていただきまして、行政の至らないところも多岐にあるような気がしますが、地域振興補助金の申請をする関わりで、この簡易給水施設を造るということになるわけですけども、桜本水道組合と業者との関わりをきちっと整理をしていただく問題と、それから水道組合が行政に申請するなり、相談することの内容をすみ分けをしながら、その判断を行政がしないといけないし、指導をしなきゃいかんというふうに思うわけですが、今日の議論を聞いていると、私自身もちょっとこんがらがってしまうんですけども、本来業者に言うべきことなのか、行政に言うべきことなのか。また、行政が答えるべきなのかどうなのかという点も、少し疑問を感じるころもありました。どちらにしろ、大事な税金を使うわけですので、ある意味でいいますと、先ほど各委員が言われましたが、生活に係る重大な問題ですので、早期にしなきゃならない問題、それから個人負担あるいは地域の負担にならないという点で言えば、もうちょっと制度的にも内容をいじくる必要もあるのかなど思ったりもしているところです。どちらにしても現状では、この補助金の活用は、行政がちゃんと制度として持っているわけですから、それに必要な指導を適切に、スピード感を持ってやっていただくということにならないと、やっぱり1年数箇月前のことがこういうふうに問題になったりするわけですので、その点はお互いに確認をしながら行政にも強く要望をしておいたほうがいいんじゃないかと思っています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで所管事務調査に係る自由討議を終わります。

△ 委員長報告の確認

○委員長（前島広紀君）

以上で予定していた調査を終了いたしました。本日の所管事務調査に係る委員長報告について、協議したいと思います。最初の始まりが、議員と語ろかいでありました。場合によっては委員会で対応すべきということから、所管事務調査をしようという話になったわけでありますけれども、確認しましたら、広報広聴常任委員会の調査項目にはなっていないということで、これはあくまでも当委員会の所管事務調査ということでありますので、後の処理の仕方を協議したいんですけども、どのように致しましょうか。

○委員（宮内 博君）

先ほど、それぞれの自由討議の中で出されたように、今回の事案を受けて、今後の行政にどう生かしていくのかという、そういう問題提起をしっかりと報告の中でされるということが、さらに同じような事案を繰り返さないということになるでしょうし、そこをきちんと整理をされてやられれば、それでいいんじゃないかと思います。

○委員長（前島広紀君）

その報告というのは、どういう形ですればよいですか。

○委員（宮内 博君）

当然、どんな議論がなされたかというのを正副委員長で精査されるわけだけれども、具体的には自由討議の中で出されたことにつけるのではないのかなと思うんですよね。だから、そこところが、議論の中でどのように行われたかということの精査と、そして今後に生かすべき観点ということでの整理が必要じゃないのかなと思います。

○委員長（前島広紀君）

その辺りについて協議したいと思いますが、委員長報告を本会議でする必要があるかどうかの御意見を伺いたいと思います。

○委員（宮内 博君）

一集落で起こった事案でありますけれども、ほかのところでも起こりうる事案ですから、委員会でそこを時間を掛けて議論をしましたよと。そして、こういった意見が出されて、今後に生かさなきゃいけない点はこういう点ですよというのは大事なことでしょうから、議員の共通の認識にする必要もありますので、当然執行部もそうですけれど、委員長報告をなされるべきだと思います。まず、素案については正副委員長で作っていただいて、最終的には再度、委員会の中で調整をすればよろしんじゃないですか。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（常盤信一君）

広報広聴常任委員会から振られたわけでもないということで、自主的な所管事務調査なんですよけれども、ある意味で言いますと、業者なり、地元の水道組合なり、行政も含めて、私は中身の問題はともあれ、手続上の問題も含め議論をすべきことだったのだろうと思うんですけれども、そういう意味で言いますと、行政だけに「あなたたちはきちっと整理をして、指導しなさい」というだけの問題ではないような気がしますので、そういった点では、私は委員長なり副委員長が今日の議論を踏まえて、関係する部署に「こういうことだったので、今後このようなことがないようにしてくれ」というふうに言ったほうがいいのではないかと。ある意味、報告の仕方によっては、例えば本会議で言うと、関わりのないと言えばおかしいですが、皆さんに話をするようになりますので、もうちょっと私たちのほうがきちっと整理をして、必要なときに、このことだけではない議論をまたすべきことがあり得るのではないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

本会議での委員長報告は必要ないと。

○委員（宮内 博君）

だから、この案件については、一般質問でも数回取り上げられて、当然その自治会の名前も出ているという話ですよ。ですから、既に議論になっている話なわけですよ。そこで、新しく構成替えになった委員会で、最初の仕事として取り組んだことでもあるわけですよ。また来週には、教育委員会関係の所管事務調査もあるわけですよけれども。だから、当然聞いている話ですよ、議員の皆さんも、執行部も、これまで。ですから、何も新たな問題を引き起こすような形になるような話ではないというふうに思いますよ。

○委員（今吉歳晴君）

先ほど、常盤委員のほうからありましたとおり、私はこのことについては関係された部署へ、今日の結果を踏まえながら、今後注意喚起をしていく、そういうことでいいのではないかという考えを持っております。

○委員（岡村一二三君）

それぞれ意見が分かれているようですが、冒頭に委員長のほうで広報広聴常任委員会から振られた話ではないということでしたが、ただ議員と語ろかいで意見が出されたわけですよ、市民が。そういった中で、会議録を見て私は提言させてもらったんですが、何も広報広聴常任委員会から議員と語ろかいで何もなかったということと言われなかったからという話にはならないと思います。自主的な所管事務調査というのもあるわけですので、まずは市民のほうを向いて仕事をしているわけですので、議員としては。執行部のほうを見て仕事はしていないわけですので。やはり、いろんなことを考えると、議員と語ろかいに出席をしてくださいといろんな話もしている中で、市民から出された意見が一つでも拾い上げてあるという、そういった見られ方も必要ではないのかということも考えております。それで、いろんなことを前向きに取り組んでいかないと、語ろかいに出席をお願いしますと言っても、どこかのまちみたいに「いたっせいゆたち、ないやならんなお」という話になっても、ちょっと困ります。ここは意見が分かれていますけれども、所管事務調査として会議録を正副委員長で精査されて、それなりの文書ができれば、できたら本会議で所管事務調査の報告をしていただくということで、お願いをしておきます。

○委員（常盤信一君）

例えば、語ろかいで出された様々な意見を、全て委員会で調査をし、本会議で報告しなきゃならないという事項だけではないというふうに思います。そうでなければ市民目線で見ていないということにもならないと思いますが、そういう意味で議論をしているわけですので、やはり今回出された案件について言えば、私が思うには先ほど言ったとおりですが、ぜひ本会議で皆さんに言うこと以前に、我々がすべきことがあるのではないのかという点は、私自身そう思いますし、だから注意すべきこと、指導の在り方の問題については先ほど言ったとおりです。したがって、出された意見を全て言うべきだということにはならないのではないかと思いますので、その点をぜひ議論してほしいと思います。

○委員（池田 守君）

私も今の常盤委員の意見でいいと思うのですが、この発端が、水道組合のほうから語ろかいで出されたという問題について話し合ったわけですが、現状においては水質も良くなっているし、濁りもなくなっているということでございます。そしてまた、先ほどの議論の中で、水道業者のほうからまた新たな提案をして、ろ過装置を付けるとかいうのが計画されているということで、それと露出している配管についても指導するということでしたので、ある程度片が付いたのではないかと思います。このことについては、何らかの方法で、語ろかいのとき提案されました市民の方にはお伝えしたらいいのではないかと思います。

○委員（新橋 実君）

今回は、補助金の使用方法について問われているんじゃないかと、私は思うわけですが、行

政側も1年以上たってから、こういう問題が出るということは、非常に大きな問題だと。今回、大分考えられたと思いますけれども。今後は、こういったことがないようにしていただきたい。これは、どうしても今日ここでまた決を採られると思いますけれども、もし今回委員長報告ができないのであれば、ぜひともそこだけは正副委員長のほうで、今後こういったことがないように行政側に対して、今日来られた執行部以外の補助金を出すところに対して、しっかりとした体制を取っていただき、その補助金交付については、申請される方に対しても問題がないような形で対応していただくということを付け加えていただくような形で進めていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

今、大きく二つの意見が出ていますけれども、本会議で委員長報告をすべきか、または今話がありますように、今回の意見をまとめまして、例えば執行部なり、それと語ろかいで意見された方に対してお示しすると、そういう方向と二つありますけれども、どういたしましょうか。採決をしますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、本会議で委員長報告をしたほうがいいと思われる方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者3名です。賛成少数ですので、本会議での委員長報告はしないことといたします。それでは、先ほど新橋委員やほかの委員からもありましたけれども、執行部に申入れ及び質問者に対して報告をするということによろしいでしょうか。

○委員（宮内 博君）

そういう形で報告をするのかと。そして、その報告の結果について、委員にどのように周知徹底をするのかということなんですが、そのところを決めておかないと、口頭ということにはならないでしょうから、少なくとも正副委員長のほうで申入れの内容について議論をしていただいて、一定のものを示していただいて、こういうことで報告したいというものがあってしかるべきだと思いますので、そのようにしていただけますか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時20分」

「再 開 午後 3時21分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。申入れの内容をまとめまして、委員の皆さんに見ていただきまして、それを市長あてに申入れをするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

また、語ろかいで質問された方に対しての報告の仕方は、どのようにいたしましょうか。

○委員（宮内 博君）

質問者に対しては、正副委員長で作成していただいたものを委員の共通認識にして、それがそのままいかどうかも委員会の議論次第ですけれども、それを作っていただいた上で最終決定したものを市長に申入れをします。そして、質問をされた方についても、こういう形で委員会では申入れを致しましたという報告ができれば、それが最良ではないですか。

○書記（宮永幸一君）

広報広聴常任委員会への回答は、する必要はないということだったのですが、逆に今の内容について、書面で出す方法、あるいは議会だよりのほうで公表する方法もあるかも知れませんが、そこはまた広報広聴のほうと調整していただければと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは次に入りますが、まず、第17回議員と語ろかいで出された意見等について、昨年末、執行部に照会しましたところ、配付しております別紙のとおり回答を受けました。ここでしばらく休憩しますので、別紙をお目通しください。

「休憩 午後 3時43分」

「再開 午後 3時53分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、お目通しいただきましたAからDの案件の取扱いについて、当委員会として早急に所管事務調査を行うべきか、あるいは、この回答をもって広報広聴常任委員会に報告すべきか、協議したいと思います。御意見はありませんか。この回答をもって広報広聴常任委員会に報告することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように取り扱います。最後に、そのほかに皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 3時55分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀